

成績評価・GPA制度

【成績等表示及び成績評価基準等】

本学の成績等表示、成績評価基準及び成績評価分布等は下表のとおり行うものとする。

成績評価基準	区分	評価	G P (Grade Point)	評価基準
100 ～ 90 点	合 格	S (秀)	4.0	履修目標を越えたレベルを達成している。
89 ～ 80 点		A (優)	3.0	履修目標をほぼ達成している。
79 ～ 70 点		B (良)	2.0	履修目標と到達目標の間にあるレベルに達している。
69 ～ 60 点		C (可)	1.0	到達目標を達成している。
59 点以下	不合格	F (Fail/ 不可)	0.0	到達目標を達成していない。
単位認定科目	G P 対 象 外	R (Recognition/ 認)	－	編入学や留学等により他大学等で修得した科目を本学の単位として認定したことを表します。
履修中止		W (Withdrawal/ 中止)	－	所定の手続きを経て、履修を中止したことを表します。

【成績評価分布の目標】

「S」は履修者の10%以内とし、「A」と「S」を含めて履修者の40%以内を目安とする。
 但し、演習、実験、実習、実技、卒業研究（論文・制作を含む）及び履修者が10人未満の授業科目については、授業形態等を考慮し、成績評価の割合の対象外とする。
 ※絶対評価と相対評価を併用する。

【ルーブリック】

評価項目	評価基準（５段階）					
	【Ｓ評価／合格】 履修目標を越えた レベルを達成している	【Ａ評価／合格】 履修目標を ほぼ達成している	【Ｂ評価／合格】 履修目標と 到達目標の間にある レベルに達成している	【Ｃ評価／合格】 到達目標を 達成している	【Ｆ評価／不合格】 到達目標を 達成していない	
評価項目１	評価基準１〔水準〕	履 修 目 標	評価基準２〔水準〕	評価基準３〔水準〕	到達目標 評価基準４〔水準〕	評価基準５〔水準〕
評価項目２	評価基準１〔水準〕		評価基準２〔水準〕	評価基準３〔水準〕	到達目標 評価基準４〔水準〕	評価基準５〔水準〕
評価項目３	評価基準１〔水準〕		評価基準２〔水準〕	評価基準３〔水準〕	到達目標 評価基準４〔水準〕	評価基準５〔水準〕
評価項目４	評価基準１〔水準〕		評価基準２〔水準〕	評価基準３〔水準〕	到達目標 評価基準４〔水準〕	評価基準５〔水準〕
評価項目５	評価基準１〔水準〕		評価基準２〔水準〕	評価基準３〔水準〕	到達目標 評価基準４〔水準〕	評価基準５〔水準〕

【GPA制度】

本学は以下のとおりGPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を設け運用する。

GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度
単位認定及び成績評価における成績基準のGP（成績ポイント）に基づき、次のとおりGPAが算出する。GPAは学期ごと及び在学の通算で算出され、卒業判定・CAP（キャップ）制度・修学指導等に活用する。 GPA（グレード・ポイント・アベレージ）算出方法 $\frac{Sの修得単位数 \times 4.0 + Aの修得単位数 \times 3.0 + Bの修得単位数 \times 2.0 + Cの修得単位数 \times 1.0}{総履修登録単位数（「F」の単位数を含む）}$ ①「W（履修中止）」は計算式に含まない。また、教職課程科目など卒業要件単位に算入しない科目はGPA算出の対象としない。（他学部他学科の専門科目修得は算入される。） ②「総履修登録単位数」には、不合格科目を再履修し合格の評価を得た場合及び再履修の結果再び不合格（F評価）であった場合のそれぞれの再履修前のF評価を通算GPAに算入しない。ただし、学期ごとに算出するGPAにはそれぞれ算入する。 ③GPAは小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの数値で、次のとおり成績通知書及び成績原簿・成績証明書に記載する。 ○成績通知書 …… 学期ごとのGPA、通算のGPA ○成績原簿・成績証明書 …… 通算のGPA

【CAP制度】

本学は以下のとおりCAP（キャップ）制度を設け運用する。

①2024年度以降入学生

CAP（キャップ）制度

CAP制度は1学期（1セメスター）に履修登録できる単位の上限を設ける制度であり、大学設置基準に基づく学習時間を確保してもらうため、さらに多くの授業を履修しすぎてどの科目の学習も中途半端になることのないよう授業に集中してもらうことを目的に導入する。

①CAPの標準単位数

1学期に履修登録できる標準単位数を22単位に設定する。ただし、大学内または学外施設内の授業が主となる実技・実験・実習及び卒業要件以外の自由科目（教職科目等）の単位については、履修制限単位に含まないものとする。

②変動型CAP制度（履修制限）

きめ細かい履修指導・学習支援を実施するため、前学期のGPAに基づき1年生後期以降の1学期に履修登録できる単位数を下表のとおり3段階に設定する。

前学期のGPA	履修可能単位数
3.0以上	28
1.5以上3.0未満	24（標準）
1.5未満（履修指導対象者）	20

③標準単位数の変更

通算GPAが3.0以上の成績優秀者で、学部長により資格取得等の関係で標準単位数を越えての履修がやむを得ないと判断された学生は、28単位を超えない範囲内で履修登録を行うことができる。

②2023年度以前入学生

CAP（キャップ）制度

CAP制度は1学期（1セメスター）に履修登録できる単位の上限を設ける制度であり、大学設置基準に基づく学習時間を確保してもらうため、さらに多くの授業を履修しすぎてどの科目の学習も中途半端になることのないよう授業に集中してもらうことを目的に導入する。

①CAPの標準単位数

1学期に履修登録できる標準単位数を22単位に設定する。ただし、大学内または学外施設内の授業が主となる実技・実験・実習及び卒業要件以外の自由科目（教職科目等）の単位については、履修制限単位に含まないものとする。

②標準単位数の変更

学部長により資格取得等の関係で標準単位数を越えての履修がやむを得ないと判断された学生は、26単位を超えない範囲内で履修登録を行うことができる。

③変動型CAP制度（履修制限）

きめ細かい履修指導・学習支援を実施するため、前学期のGPAに基づき1年生後期以降の1学期に履修登録できる単位数を下表のとおり4段階に設定する。

前学期のGPA	履修可能単位数
3.5以上	28
3.0以上3.5未満	26
1.5以上3.0未満	22（標準）
1.5未満（履修指導対象者）	18

※1.5未満の履修指導対象者には、前号の標準単位数変更を適用しない。